

令和4年8月30日

お客様 各位

株式会社C I 東海
代表取締役 坂崎 日支夫

各業務手数料改正のお知らせ

日頃は、C I 東海をご利用いただき誠にありがとうございます。

当社では昨今の急激な社会情勢の変化への対応及び脱炭素化の実現に向けた建築関連法令の改正による審査・判定・検査に要する業務量の増大に伴い、専門知識を有する資格者を今後とも確保するとともに社員の処遇改善に努めるため、この度、各業務の手数料について、次のとおり改正させていただきます。

今後は、よりサービスの向上に取り組み、「迅速・的確・親切」を心掛けお客様のご期待に沿えますよう、なお一層努める所存です。

引き続き末永くご支援ご愛顧いただけますようお願い申し上げます。

1. 手数料改正日

令和4年10月1日

2. 手数料改正業務

- ・確認審査（確認・中間検査・完了検査・仮使用認定）、適合証明（フラット35）
- ・住宅性能評価（長期使用構造等確認を含む）、低炭素建築物新築等計画、住宅性能証明、BELS評価、省エネ法に基づく認定（性能向上計画・認定表示）

3. 手数料改正の主な内容

従来は意匠及び構造審査の該当項目により手数料を算定しておりましたが、今回の改正により建築基準法第6条の4「確認の特例」有無による項目と申請対象床面積の項目で算定するように手数料体系を見直し基本手数料表を変更いたしました。

その他詳細につきましてはホームページの「トピックス/各業務手数料改正のお知らせ」の「手数料改正の内容」をご確認ください。